

コロナ禍における企業年金のBCP対策について

年金信託部 管理グループ

(本稿は、令和3年1月25日現在で判明している事項に基づいて記載しております。)

1.はじめに

・新型コロナウイルス禍の現状と企業年金

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨春に緊急事態宣言が発令され、これに伴う外出自粛要請により、各企業では従業員の出勤制限(自宅待機、在宅勤務(テレワーク)または時差出勤)措置を急速に拡大させてきました。その甲斐あってか一旦は抑えられたかに見えた感染症拡大が昨年末から再拡大しており、そのため2021年1月8日に首都圏では緊急事態宣言が再発令されています。

かかる状況下、企業年金(年金制度の実施、運営主体を指します。以下同じ。)では、中核業務に位置づけられる給付業務の継続等に腐心されているところです。

新型コロナウイルス蔓延前のBCP(=業務継続計画)は、自然災害、システム障害、テロなどによって社会インフラに支障をきたすケースや、新型インフルエンザ等の感染症等、「短期的な脅威」をターゲットとして考えていました。その脅威が無くなるまでの一時的な措置として、特に重要な業務について業務を継続することを目的として策定されています。

しかし、新型コロナウイルスの蔓延はその終焉が見通せる状態ではなく、専門家からは数年の期間を要する可能性も指摘されています。そのような状況においては、「短期的な脅威」に対して策定された従来のBCP(以下、『従来型BCP』といいます)では、重要業務以外に位置付けた業務が対応できずに積み残され、さらに職員の出勤制限状態が継続することで、業務全体が圧迫されることとなります。そのため、新型コロナウイルス禍においては、従来型BCPとは異なり、「中長期的な脅威」に対してどのレベルで業務継続していくかを考えなければなりません。

そこで、本稿においては、「中長期的な脅威」に対する企業年金の業務継続について、『テレワークの実施』に解決策を求めつつ、新たなBCPについて整理してまいります。

2.新型コロナウイルス禍における業務継続

序文でお示した通り、出勤制限を継続実施せざるを得ない足元の状況下においては、「中長期的な脅威」に対し、「重要業務」の継続だけでなく、「すべての業務」を継続することを検討する必要があります。

限られた人員で、すべての業務を継続するためには、どうかして「必要な労働力を確保する」か「必要な業務をスリム化させる」他ありません。

ここでは、限られた人員で必要な労働力を確保するための方法、つまり出社せずに業務を行う、いわゆる「テレワーク」を活用する場合における、企業年金ならではの課題について整理して

いきます。

・企業年金業務におけるテレワークの課題

企業年金においてテレワークを検討する際には、企業年金特有の次の特殊性を考慮する必要があります。

- ・業務上、大量に機密性の高い個人情報を取扱うこと
- ・法令上、または実務上、紙の取扱いや押印が求められていること

以下では、その特殊性についてもう少し掘り下げてまいります。

①個人情報の取扱いについて

企業年金の主な業務である「給付の裁定業務、送金業務」においては、加入者・受給者の氏名・住所のみならず、銀行口座情報や送金内容等、機密性の高い個人情報を大量に取扱います。そのため、情報漏えいが発生した場合の影響の大きさが従来から懸念されているところです。

このような背景から、厚生労働省は『私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置』を定め、一般企業よりも数段厳しい対応を求めています。企業年金では、これに対応するため、個人情報を取扱う場所を【個人情報取扱区域】として定め、必要な安全管理措置を施していることと思われませんが、例えば給付に関する業務を自宅でテレワークにて行う場合、当然に自宅で個人情報を利用することになるため、必然的に自宅で用いるPCにはファイアウォール等の十分なセキュリティ対策を施すとともに、情報漏えいを発生させないための対策を十分検討しなければなりません。

しかしながら、生活空間である自宅に対して、オフィスと同等の安全管理措置を施すこと、例えば、個人情報取扱区域をそれ以外の区域と物理的に明確に分離することや、同居する家族によるPC画面のぞき見、職員の悪意によるPC画面のカメラ撮影による漏えい等の『オフィスとは異なる漏えいの虞』を完全に排除することは困難と言わざるを得ません。

最近では、これらの問題点に対し、技術的にPC画面ののぞき見を防止するソフトや、PC画面のカメラ撮影を防ぐ手法が開発されつつあります。しかし、技術的措置が行われたとしても、個人情報取扱責任者が、従業員の在宅での執務状況をリアルタイムで確認することは難しく、自宅が個人情報取扱においてオフィスの取扱区域と同等の安全性を確保できているとは言えない状況にあります。

これらの情報漏えいの危険性を勘案すると、個人情報を利用したテレワークの実施については、【図表】に示したような各種リスクを確り洗い出し、対応策を十分に検討したうえで慎重に判断する必要があると考えられます。

コロナ禍における企業年金のBCP対策について

図表 主な情報漏えいリスクの要因と対応例

リスク要因	対応例
テレワーク用PCのセキュリティ脆弱による漏えいリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・HDへのデータ保存禁止 ・印刷不可の設定 ・データ転送、抜取への対策
第三者の立ち入りによる漏えいリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・のぞき見防止ソフト等の技術的措置
人的要因による漏えいリスク (善意・悪意を問わず)	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施 ・誓約書の提出

②紙の取扱いや押印が求められる業務

企業年金の受給権者は、年金や一時金の支給を受けるために給付の裁定請求を行うにあたり、DB法施行規則第33条において、(ア)受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書、(イ)生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類(住民票や戸籍抄本等)の提出を求められています。また、一時金給付で使用する(ウ)『退職所得の受給に関する申告書(以下、申告書)』についても紙の提出が必要で、国税通則法(※2)では、提出者である受給者本人の押印を求めています。

なお、(イ)の「生年月日を証する書類」については、R2.12.28付で発出された通知(※3)にて、地方公共団体情報システム機構から得られる「機構保存本人確認情報」で生年月日を確認できた場合に書類の提出を不要とする改正がされており、(ウ)の申告書についても、令和3年度税制改正大綱において本人の押印不要が検討されている状況ではありますが、本人の署名が必要である状況に変わりはなく、今後も郵送での対応が想定されます。そのため、毎日のように着信する裁定請求書を受け付ける段階で必ずオフィスでの作業が必要となっており、企業年金でテレワークを実施する際の大きなハードルとなっています。

3.新たなBCP策定の検討

では、テレワークを前提とした新たなBCPを策定するにあたり、考慮すべきことはどのようなことでしょうか。

(1)テレワークで可能な業務の選定と実践

先に述べたとおり、企業年金の重要業務は大量の個人情報を利用するため、テレワークでそれらの情報を利用することには慎重にならざるを得ません。一方、経理処理やマニュアル整備等、個人情報を利用せずに実施できる業務も存在します。

今後テレワークが業務運営にとって不可欠になっていくことを考えると、現時点でもテレワークでできる業務を選定し実践していくことにより、重要業務のテレワーク実施環境が整った際に、速

やかな業務全体のテレワークへの移行推進につながるものと考えられます。

また、テレワークで可能な業務を選定する際には、折角の機会ですので、それらの業務の必要性や無駄の排除等の見直しも並行して実施し、必要な業務のスリム化を図ることも重要になってきます。

(2)業務進捗状況の可視化

テレワーク実施前は、役職員が一つのオフィスで業務を行っていたため、一つ一つの業務の進捗状況は、特に意識せずとも自然に共有できてきたと思われれます。しかし、テレワークにより遠隔地で各人が業務を行うこととなれば、情報共有方法を工夫する必要があります。役職員が積極的かつ効率的に情報共有を行う仕組みを構築していく必要があります。

また、業務進捗状況の可視化は災害発生時のBCPを発動する上でも重要ですが、確保できた人員でその重要業務を継続できるかという点も重要です。そのため、誰もが業務を実施できるような業務フローの共有化・複線化を図る必要があると考えられます。テレワーク実施前後で業務フローが変更となった場合は、マニュアルに確実に反映し、だれもが各種業務を実施できるよう共有化しておくことも大切です。

4.おわりに

ここまでテレワークを活用した新たなBCPについてその課題と検討事項について述べましたが、現時点では残念ながら特効薬と呼べるような対応策はありません。ただ、今後に向けて、テレワークを実施した場合に想定されるリスクの洗い出しと、何が解消されれば有効なテレワークが可能となるのか、今でも実施可能な対策の検討をしておくことは必要です。例えば、情報セキュリティに関する技術的な手当を施し、テレワークを実施できる物理的・技術的環境を整えておくことや、従業員に対して個人情報の研修を行うことはすぐに着手することが出来ますし、業務のスリム化につながるような検討として、必要以上に紙や押印を求めている業務が無いかを見直すことも可能と考えられます。

BCPの策定は初めから完璧なものを目指して着手に躊躇するのではなく、できることから取り組みを開始し、その後の訓練・見直し(PDCAサイクル)により少しずつ実効性を高めていくことが重要と考えられます。今般の新型コロナウイルス禍を機に、業務の見直しも含めた真に有効なBCPを作り上げていくことが望まれます。

(※1) H29.5.29付厚生労働省告示第211号『私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置』

(※2) 国税通則法第124条第2項第4号

(※3) R2.12.28付厚生労働省年金局長通知『国民年金基金規則等の一部を改正する省令の公布について(通知)』